

**(仮称) 新宿区暴力団排除条例(案)の骨子に関する
パブリック・コメントでの意見要旨と区の考え方**

	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	<p>暴力団、もしくは類似行為を行う者は、東京はもちろん日本全てから一掃して、あらゆる暴力を皆無にすることを目指すべきだと思います。</p>	<p>平成23年10月1日に都の暴力団排除条例が施行されたことにより、全都道府県において条例が施行されました。</p> <p>今後、都内をはじめ、全国の区市町村で条例化が進み、暴力団の排除活動が推進されていくものと思われます。</p> <p>区としても、暴力団と交際しないこと、恐れないこと、資金を提供しないこと、利用しないことを基本理念として、本条例を制定し、暴力団排除活動をより一層推進していきます。</p>
2	<p>行政手続を不正利用する暴力団の活動を防止するため、行政書士及び行政書士会を活用し、情報提供を受けるしくみを作るべきである。</p>	<p>暴力団排除活動を実施するに当たっては、広く区民等から暴力団排除活動に資する情報の提供を受ける必要があります。</p> <p>区内の行政書士及び行政書士会においても、暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区や警察等への情報提供に努めていただきたいと考えております。</p> <p>そのような趣旨から、「区民等の責務」の中で努力義務として「暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合の情報提供」について規定することを予定しています。</p> <p>また条例制定後は、区民等に対し、暴力団排除活動に資する情報提供についての広報啓発に取り組んでいきます。</p>
3	<p>条例を制定するのは賛成であるが、制定するのであれば、警察が徹底した取締りをしなければ意味がない。</p> <p>特に歌舞伎町には暴力団が入り込めないように徹底した取締りをしてもらいたい。</p>	<p>「基本理念」にもあるように、区は区民や事業者及び警察等関係機関との連携、協力を図ることが重要であると考えており、「区の責務」として、警察との連携による暴力団排除に努めてまいります。</p> <p>また、歌舞伎町地区の安全・安心対策として、警察による取締りなど暴力団排除活動を行うとともに、地域が一丸となって暴力団の排除を図るため、新宿繁華街犯罪組織排除協議会を設立し、活動を強化しております。</p> <p>条例施行後は、キャンペーン行事を開催するなどして、暴力団排除の気運が一層醸成され、区や区民等からの情報提供等により、警察による取締りの徹底強化が図られるものと考えています。</p>